

宍粟市告示第31号

宍粟市広報しそく広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宍粟市有料広告掲載要綱（令和2年宍粟市告示第19号。以下「要綱」という。）に基づき、宍粟市が発行する広報しそくへの有料広告（以下「広告」という。）に、民間企業等の広告を掲載する場合における必要事項について定めるものとする。

(広告の仕様及び掲載料等)

第2条 広告の掲載枠数及び位置は、広報しそくの紙面のうち、6ページ以内の枠数で、財産管理者が指定する位置とする。

2 要綱第5条に規定する掲載する規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	1号あたりの掲載料		
	1号分から5号分 まで	6号分から11号分 まで	12号分
1種（縦45mm×横173mm）	22,500円	20,250円	18,000円
2種（縦45mm×横85mm）	15,000円	13,500円	12,000円
3種（縦45mm×横56mm）	10,500円	9,450円	8,400円

(広告の掲載申込み)

第3条 広告主が広告掲載の申込みを行うときは、要綱に従い、次に掲げる内容を広報しそく広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に記載し、財産管理者が指定する期日までに申込みものとする。

(1) 広告掲載申込者の所在地、名称、代表者職氏名及び連絡先

(2) 広告掲載を希望する期間

(3) 広告の内容及び仕様

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載は、1号単位とし、1回の申込みで1号分から12号分までを申し込めるものとする。

2 同一の広告主が申し込める広告は、1号につき1枠限りとする。

(広告の作成)

第5条 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載可否の審査及び決定)

第6条 財産管理者は、広告掲載の申込みがあったときは、広告内容について審査し、広告掲載の可否について決定する。

2 財産管理者は、前項の結果を広報しそく広告掲載決定通知書（様式第2号）により速やかに広告主に通知するものとする。

(広告内容等の修正)

第7条 財産管理者は、広告の内容、デザイン等が各種法令等に違反していることが判明したときは、校了日までに広告主に対して広告の内容等の修正を求めることとする。

(広告掲載の取消し等)

第8条 財産管理者は、要綱第10条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他手続きを要することなく、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(2) 広告内容等が、各種法令又はこの要領に違反し、又はそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(3) 前2号に掲げるほか、広告掲載を継続することが適切でないと財産管理者が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を校了の10日前までに取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広報しう広告掲載取下げ申出書(様式第3号)により財産管理者に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(事故責任)

第10条 広告に関する事故の補償については、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が宍粟市に起因するときは、宍粟市が補償する。

(2) 当該事故が宍粟市に起因しないときは、広告主が補償する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

広報しそ有料広告掲載申込書

年 月 日

宍粟市長 様

広 告 掲 載 申 込 者	事 業 所 名		
	事 業 所 所 在 地		
	代 表 者 職 氏 名		(印)
	連 絡 先	担 当 者 氏 名	
		電 話 番 号	
F A X 番 号			
E - m a i l			

広報しそに広告を掲載したいので、宍粟市広報しそ有料広告掲載取扱要領第3条の規定により下記のとおり申込みます。なお、申込みにあたっては、宍粟市有料広告掲載要綱等を遵守するとともに、宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号）（以下「条例」という。）第2条第2号に規定される暴力団及び条例第2条第3号に規定される暴力団員、条例第2条第4号に規定される暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。また、審査に必要な範囲で市が当事業所に関する市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月から 年 月まで（ 回）	
広告の内容及び仕様	別添データのとおり	
※希望するサイズに ○印を入れてくださ い		① 縦45mm×横173mm
		② 縦45mm×横85mm
		③ 縦45mm×横56mm
そ の 他		

添付資料

- 1 広告案
- 2 市税等の完納証明書又は収納済証明書（事業所が市外に所在する場合）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

宍粟市長

広報しそう広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった宍粟市広報しそうへの広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分 掲載します
掲載期間 年 月から 年 月まで（ 回）
掲 載 料 円

掲載しません
理由

掲載料は、別添の納入通知書により 年 月 日までに納入してください。

様式第3号(第9条関係)

広報しそく広告掲載取下げ申出書

年 月 日

宍粟市長 様

事業所所在地

事業所名

代表者職氏名

印

年 月 日付けで決定のあった広報しそく広告掲載について、下記により取下げを申し出ます。

記

広告掲載を取り下げる 期 間	年 月から 年 月まで (回)
広告掲載を取り下げる 理 由	
そ の 他	